

農用地利用集積等促進計画（賃借権又は使用貸借による権利の移転関係）

市町名（長浜市）

番号	権利の移転をする者		権利の移転をする土地						移転する権利					権利の移転を受ける者			
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 m	権利の種類	内容	移転の時期 年.月.日	終期 年.月.日	残存期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法	氏名又は名称	住所
			市町	大字	字	地番											
1	山岡 康彦	滋賀県長浜市	長浜市	高月町西阿閉	末長	2197-1	田	1,959	賃借権	水田	R5.9.1	R7.12.31	2年4ヶ月	11,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し	山岡 康弘	滋賀県長浜市
2	山岡 康彦	滋賀県長浜市	長浜市	高月町東阿閉	不動前	910-1(A)	田	1,172	賃借権	水田	R5.9.1	R7.12.31	2年4ヶ月	11,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し	山岡 康弘	滋賀県長浜市

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法（昭和27年法律第229号）第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃借権又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき